

令和6年度 吉野ヶ里町保育施設の利用について 支給認定申請（2・3号認定）のてびき

お問い合わせ先：吉野ヶ里町役場 こども・保健課（東脊振健康福祉センター「きらら館」内）
住所：〒842-0104 吉野ヶ里町三津 775 番地 電話：0952-51-1618

令和6年4月入所ご希望の方

産後休暇・育児休業中の方は、職場復帰の日が令和6年5月14日までの方が4月入所の対象となります。5月15日以降に職場復帰される方は、別途受付期間を定めていますので、てびきの4ページをご覧ください。

【第1次受付】

- 受付期間 … 令和5年11月1日（水）～ 令和5年11月30日（木）
- 提出書類 … 下記の「申込に必要な書類」をご参照ください
- 提出先 … 「吉野ヶ里こども園」を第1入所希望の場合 → 吉野ヶ里こども園
「認定こども園きらり」を第1入所希望の場合 → 認定こども園きらり
「くるみこども園」を第1入所希望の場合 → くるみこども園
「吉野ヶ里保育園」・「スクルドエンジェル保育園 吉野ヶ里園」・町外の保育所を第1入所希望の場合 → こども・保健課（きらら館）
- 結果通知 … 令和6年2月上旬（予定）

【第2次受付】 ※第2次受付分は第1次受付の結果により、定員に余裕がある保育所のみ調整を行います

- 受付期間 … 令和5年12月1日（金）～令和5年12月28日（木）
- 提出書類 … 下記の「申込に必要な書類」をご参照ください
- 提出先 … 「吉野ヶ里こども園」を第1入所希望の場合 → 吉野ヶ里こども園
上記以外の町内認可保育施設を第1入所希望の場合 → こども・保健課（きらら館）
- 結果通知予定 … 令和6年3月上旬（予定）※第1次受付分の結果通知後の発送となります

申込に必要な書類

- ①支給認定申請書兼保育施設等利用調整申込書（児童1人につき1枚ずつ提出）
- ②入所申込補助票
- ②-1 児童の健康状況調査票（児童1人につき1枚ずつ提出）
- マイナンバー記入用紙
- 保育の必要性を証明する書類（下記の表より、該当する書類について父母それぞれ必要です）

保護者の状況	必要な書類
就労（会社員等、勤務予定も含む）	③就労証明書
就労（自営業従事者、農業従事者等）	④自営申立書及び会社やお店の運営、農業を行っていることを確認できる書類 （確定申告書、営業許可証、個人事業の開業届、売上伝票、出荷伝票、青色決算申告書等）
就労（内職従事者）	⑤内職申立書兼証明書（内職の内容がわかる種類、請負契約書、納品書等）
出産予定者	母子手帳のコピー（保護者名、分娩予定日が確認できる部分）
保護者の疾病・親族等の介護、看護	⑥疾病・介護・看護等申立書 及び 医師の診断書（障害者・療育手帳の写し等） （本人又は被看護者が保育できない状況、期間がわかるもの）
学校・職業訓練等在学中	⑦在学申立書 及び 在学証明書等 （在席期間、カリキュラムの内容がわかるもの）
求職活動	⑧求職活動申立書（入所を承諾する期間は3ヵ月間となります）

- 家庭の状況に応じて必要な書類

以下の条件に該当する方のみ必要な書類	
ひとり親世帯	「児童扶養手当証書」または「ひとり親家庭等医療費受給資格者証」の写し
現在離婚調停中の場合	離婚調停中を証明する公的な書類（裁判所等からの証明または期日呼出状）
同居親族に障がい者（児）がいる場合	「障害者手帳」または「療育手帳」の写し

1 施設を利用するためには

(1) 3つの認定区分

保育施設を利用するためには、吉野ヶ里町から支給認定を受ける必要があります。支給認定には3通りあり、認定区分によって利用できる施設が異なります。

認定区分	内容	利用可能施設
1号認定	満3歳以上で、教育標準時間を利用する子ども	認定こども園（教育部分）、幼稚園
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性がある子ども	認定こども園（保育部分）、保育所
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性がある子ども	認定こども園（保育部分）、保育所、地域型保育施設

(2) 保育を必要とする事由

2・3号認定を受ける方は、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当することが要件となります。

保育を必要とする事由	入所可能な期間	保育の必要量
(ア) 仕事を常態としている (自営業、内職、農林漁業も含む)	就労している期間 (最長小学校に入学するまで)	月48時間～月120時間未満 で保育が必要 →短時間
(イ) 大学・専門学校・ 職業訓練校等に通学している	最終通学日の月末まで	月120時間以上で保育が必要 →選択可能 標準時間/短時間
(ウ) 出産する	妊娠中（産前8週の月初日） 出産後（産後8週の月末）	標準時間
(エ) 災害復旧に従事している	災害復旧が終了するまで	
(オ) 虐待やDVの疑いがある	危険性がなくなるまで	
(カ) 同居の親族等の介護・看護をしている	介護・看護が必要でなくなるまで	
(キ) 療養が必要な病気を患っている 若しくは心身に障がいをもっている	療養が必要でなくなるまで	選択可能 標準時間/短時間
(ク) これから仕事を見つける ※起業準備も含む	入所した日から3ヶ月	短時間
(ケ) 育児休業取得時に保育を利用している	最長、出生児童の年齢が1歳 になる年の年度末まで	
(コ) その他、保育が必要であると 判断できるもの	保育を必要とする 状態がなくなるまで	必要に応じて判断する

(3) 保育年齢区分

入所枠は下記の年齢区分により行います。年度の途中で誕生日がきてもその年度途中の年齢区分は変わりません。

[令和6年度年齢区分表]

生年月日	年齢区分
平成30年4月2日生まれ～平成31年4月1日生まれ	5歳児
平成31年4月2日生まれ～令和2年4月1日生まれ	4歳児
令和2年4月2日生まれ～令和3年4月1日生まれ	3歳児
令和3年4月2日生まれ～令和4年4月1日生まれ	2歳児
令和4年4月2日生まれ～令和5年4月1日生まれ	1歳児
令和5年4月2日生まれ～	0歳児

(4) ならし保育

入所日から概ね2週間程度（お子様の状況により長くなる場合があります）は、施設での生活に慣れるための、ならし保育が実施されます。ならし保育とは、お子様が集団生活に慣れていく状況を見ながら、保育時間を数時間程度から徐々に伸ばしていき、最終的には1日お預かりすることをいいます。お子様がスムーズに慣れていただくために必要ですので、ご理解、ご協力をお願いします。ならし保育の期間も保育料は通常どおりお支払いいただきます。

(5) 広域入所

〔吉野ヶ里町在住で、町外の施設を希望するとき〕

吉野ヶ里町に住民票があっても職場が町外にある場合や、実家が町外にある場合、町外の保育施設を希望できます。この場合、支給認定申請、入所申込は吉野ヶ里町役場にお申込みください。施設入所の可否は希望される施設のある市区町村が行います。

- ※ 町外の保育施設を希望される場合は、保育施設所在地の市町村に住む児童が優先されます。
- ※ 市町村によっては、広域入所を行っていない場合もありますので、保育施設所在地の市町村担当窓口にご確認ください。

〔町外在住で、吉野ヶ里町内の施設を希望するとき〕

上記の場合と同様に保育施設入所の希望ができますが、支給認定申請・入所申込みは住民票がある市町村で行っていただきます。この場合、申込みをされた市町村を通じて入所の可否をお伝えいたします。ただし、原則として吉野ヶ里町在住の方が優先となります。

〔吉野ヶ里町に転入予定で、吉野ヶ里町内の施設を希望するとき〕

現在町外にお住まいでも、入所希望日までに吉野ヶ里町に転入予定の場合は、吉野ヶ里町に直接入所申込みが可能です。ただし、入所が決定したとしても、入所日までに吉野ヶ里町に転入されない場合は、入所決定が取消しとなりますので、ご注意ください。

2 申込期間と結果通知の発送

入園希望月	受付期間・受付締切日						結果通知発送（予定）
4月	第1次	令和5年	11月1日	(水)	～	令和5年 11月30日 (木)	令和6年2月上旬 ※第2次受付分は 第1次受付結果発送後
	第2次	//	12月1日	(金)	～	// 12月28日 (木)	
5月		令和6年	3月1日	(金)	～	令和6年 3月29日 (金)	// 年4月中旬
6月		//	4月1日	(月)	～	// 4月30日 (火)	// 年5月中旬
7月		//	5月1日	(水)	～	// 5月31日 (金)	// 年6月中旬
8月		//	6月3日	(月)	～	// 6月28日 (金)	// 年7月中旬
9月		//	7月1日	(月)	～	// 7月31日 (水)	// 年8月中旬
10月		//	8月1日	(木)	～	// 8月30日 (金)	// 年9月中旬
11月		//	9月2日	(月)	～	// 9月30日 (月)	// 年10月中旬
12月		//	10月1日	(火)	～	// 10月31日 (木)	// 年11月中旬
1月		//	11月1日	(金)	～	// 11月29日 (金)	// 年12月中旬
2月		//	12月2日	(月)	～	// 12月27日 (金)	令和7年1月中旬
3月		令和7年	1月6日	(月)	～	令和6年 1月31日 (金)	// 年2月中旬

※受付期間を過ぎて提出された申込みは、当月分としてはお受けできません。

※入所決定は、受付順ではありません。受付期間中に申し込みがあった人のうち、保育の必要性が高いと判断された方から決定しますので、ご希望に添えないことがあります。

3 入所後の流れ

(1) 支給認定区分や実施内容の変更

入所決定後に家庭状況の変更や保育を必要とする状況（支給認定）に変更があった場合は、役場こども・保健課にご連絡ください。支給認定区分の変更があった場合は、新しい支給認定通知（証）を送付させていただきます。

誕生日を迎え満3歳になる児童は、自動的に3号認定から2号認定に切り替わります。年度途中で2号認定に変わった場合でも、その年度内の保育料は変わりません。

(2) 施設の退所について

ご都合により退所する場合は、退所することが決まった時点で速やかに「退所届」を提出してください。退所日は原則、月末となります。退所届の提出がない場合は、通所していない期間も保育料をお支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。

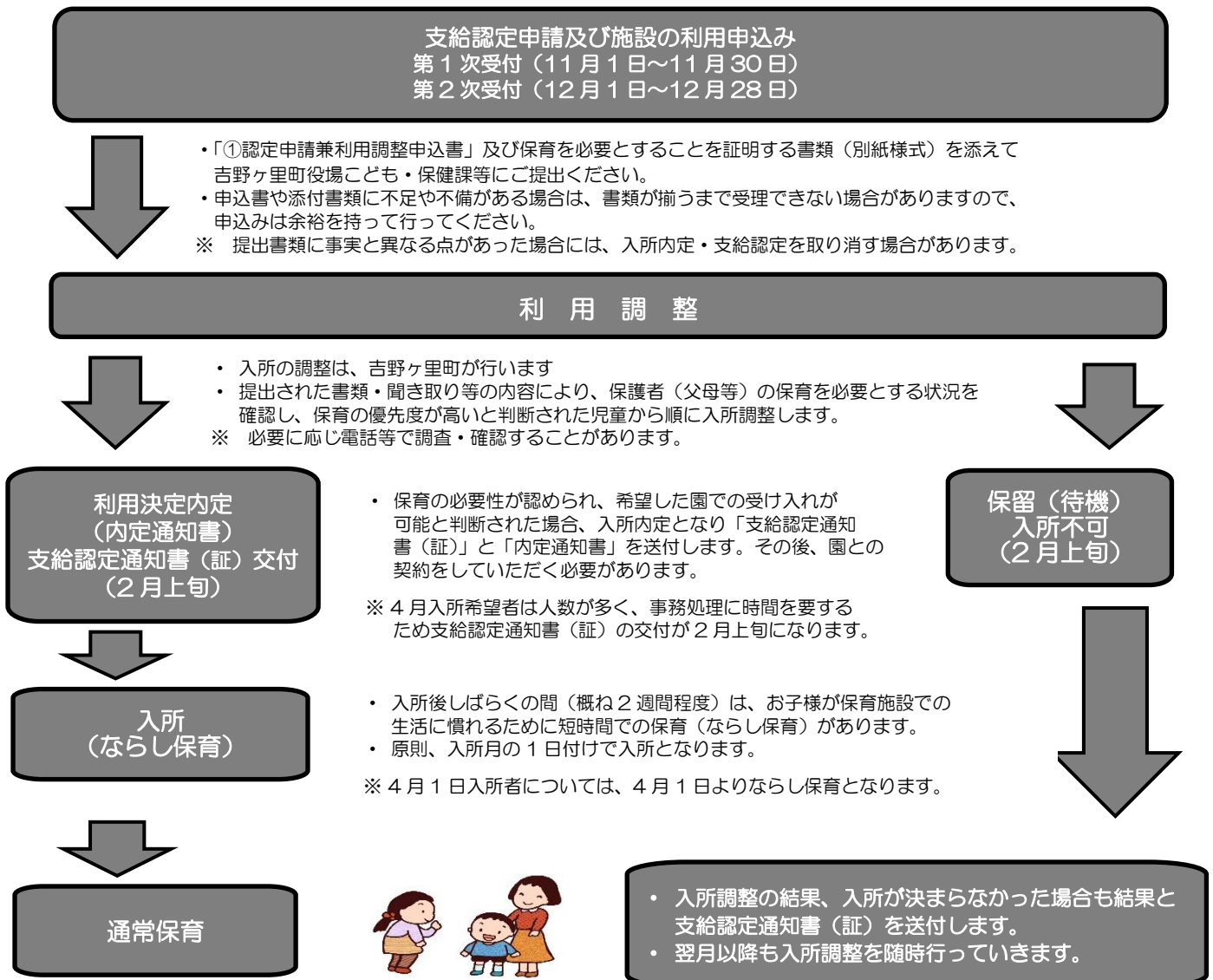
4 入所事前調整（育児休業者向け）

産後休暇・育児休業が終了し、あらかじめ年度の途中で職場復帰が決まっている方を支援する目的で、入園希望月の前々月に内定を行います。通常の申込より1ヶ月早く調整するため、その後の対応を取りやすくなります。また、職場復帰とならし保育のタイミングを考慮して、月の前半に職場復帰が必要な方は入園月を選択できるようにしています。

職場復帰の日	入園希望月	受付期間・受付締切日	結果通知発送（予定）
5月1日～6月14日	5月	R6年 2月1日（木）～ R6年 2月29日（木）	令和6年3月中旬
6月1日～7月14日	6月	〃 3月1日（金）～ 〃 3月29日（金）	〃 年4月中旬
7月1日～8月14日	7月	〃 4月1日（月）～ 〃 4月30日（火）	〃 年5月中旬
8月1日～9月14日	8月	〃 5月1日（水）～ 〃 5月31日（金）	〃 年6月中旬
9月1日～10月14日	9月	〃 6月3日（月）～ 〃 6月28日（金）	〃 年7月中旬
10月1日～11月14日	10月	〃 7月1日（月）～ 〃 7月31日（水）	〃 年8月中旬
11月1日～12月14日	11月	〃 8月1日（木）～ 〃 8月30日（金）	〃 年9月中旬
12月1日～1月14日	12月	〃 9月2日（月）～ 〃 9月30日（月）	〃 年10月中旬
1月1日～2月14日	1月	〃 10月1日（火）～ 〃 10月31日（木）	〃 年11月中旬
2月1日～3月14日	2月	〃 11月1日（金）～ 〃 11月29日（金）	〃 年12月中旬
3月1日～4月14日	3月	〃 12月2日（月）～ 〃 12月27日（金）	令和7年1月中旬

5 施設利用の流れ

（1）施設利用の流れ（R6年4月1日保育所入所の場合）



6 保護者が負担する保育料

【令和6年度】 3号認定 保育所・認定こども園 月額保育料 早見表

階層区分（3号認定）		3号							
		3歳未満児（令和6年4月1日時点）							
		標準時間認定			短時間認定				
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子		
ひとり親世帯等の軽減範囲の拡大（一子を半額・二子以降を無料）及び多子世帯軽減制度（年齢制限撤廃）で判断 （年齢制限撤廃）（扶養子ともがいる場合） 多子世帯の保育料負担軽減	第1階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	↑ ↑ 年収360万円未満相当の範囲 ↓ ↓ ↓
	第2階層	非課税世帯	0	0	0	0	0	0	
		（ひとり親世帯等）A-1	0	0	0	0	0	0	
	第3階層	均等割課税世帯 48,600円未満 及び所得割課税額	12,000	6,000	0	11,700	5,850	0	
		（ひとり親世帯等）A-2	5,500	0	0	5,350	0	0	
	第4階層	所得割課税額 57,700円未満	24,000	12,000	0	23,500	11,750	0	
		（ひとり親世帯等）A-3	9,000	0	0	9,000	0	0	
	第4階層	所得割課税額 77,101円未満	24,000	12,000	0	23,500	11,750	0	
		（ひとり親世帯等）A-4	9,000	0	0	9,000	0	0	
	就学前子どもの数	第4階層	所得割課税額 97,000円未満	24,000	12,000	0	23,500	11,750	
第5階層		所得割課税額 169,000円未満	37,000	18,500	0	36,300	18,150	0	
第6階層		所得割課税額 301,000円未満	44,000	22,000	0	43,200	21,600	0	
第7階層		所得割課税額 397,000円未満	46,000	23,000	0	45,200	22,600	0	
第8階層		所得割課税額 397,000円以上							

- 所得割課税額は保護者（主に父母）の合算を使用します。
- 1号認定、2号認定の児童は保育料が無償です。
※2号認定の児童は、満3歳になった後の4月1日から無償です。

・ひとり親世帯等とは

- 母子家庭・父子家庭等のひとり親母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- 障害のある方（児童）の世帯で次のいずれかに該当する世帯
 - 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関12 町内保育施設一覧する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者福祉手帳の交付を受ける者
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

- 多子世帯の利用者負担額計算における子どものカウント方法について 【3号】
複数の児童が保育施設を利用する場合は、児童の認定区分により軽減内容が変わります。
きょうだいで通園する施設が異なる（認定区分が異なる）場合も、カウント方法は同じです。

年収 360 万円未満相当の多子世帯…第 1 階層～第 4 階層（市町村民税の所得割課税額 57,700 円未満）
※ひとり親世帯等の場合は、77,101 円未満



- 年齢を問わず「生計を一にする」子どもをカウントする

年収 360 万円以上相当の多子世帯…第 4 階層（市町村民税の所得割課税額 57,700 円以上）～第 8 階層
※ひとり親世帯の場合は、77,101 円以上



- 小学生以上の子が何人いても「第〇子」のカウントに関係なし
- 就学前の子ども（教育・保育施設等に通っているまたは事業を利用している）をカウントする

- 保育料を算定する市区町村民税額の計算には、「住宅借入金等特別控除」「配当割・株式譲渡所得割額控除」「配当控除」「外国税額控除」「寄附金控除」は適用されません。控除前の金額で計算となります。

【父母ともに非課税の場合】

父母のいずれも市町村民税が非課税かつ前年（4 月～8 月については前々年）の収入が 103 万円未満だった場合、同一世帯の生計主宰者の市町村民税額で保育料を算定させていただきます。（祖父母、伯叔父母、兄弟姉妹など）

【保育料の決定、切り替え時期】

保育料は、入所児童と同じ世帯に属し、生計を一つにしている父母の市町村民税所得割課税額の合計によって決定します。また、新制度では、4 月から 8 月分までは前年度分、9 月から翌年 3 月までは当年度分の市町村民税所得割課税額により保育料を決定します。ただし、保育料決定後、税額の更正などが生じた場合は、遡って保育料の変更を行う場合があります。

令和 6 年度の保育料	算定の根拠
令和 6 月 4 月分～令和 6 年 8 月分	令和 5 年度市町村民税の所得割課税額により算定
令和 6 年 9 月分～令和 7 年 3 月分	令和 6 年度市町村民税の所得割課税額により算定

※未申告等により税情報が確認できず保育料の算定ができない場合は、各年齢の最高額で保育料が賦課されます。書類の提出後に正式に算定を行い差額が生じた場合は、追徴または還付を行います。

※児童が在籍している限りは、長期欠席でも保育料はお支払いいただくことになります。退所届が提出されるまで、退所扱いにはなりませんのでご注意ください。

【保育料の納付について】

[保育所]

- 納付書払い…保育所を通じて納付を配布します。
※年度途中入所児童・町外保育所に通う児童については、郵送します
- 口座振替…毎月月末（納付期限）にご指定の金融機関の口座から引き落とします。
※口座振替をご希望の場合は、事前に金融機関に口座振替依頼書の提出が必要です。
（口座振替依頼書はこども・保健課（きらら館）にあります。）

[認定こども園・地域型保育給付施設]

- 保育料の納付は各施設に行います。施設毎に納付方法等が異なるため施設に確認をお願いします。

[滞納について]

- 毎月の納期限内にお支払いがなかった場合は「督促状」または「催告状」が届きます。速やかに納付書にて納付してください。本来の保育料のほかに、督促手数料及び延滞金が発生する場合がありますのでご注意ください。
- 保育料を指定の期日までに納付されなかった場合には、勤務先・自宅などへ電話や調査を行い、法令等に基づき、給与の差し押さえなど滞納処分を行うことがあります。
- 納付が困難な場合は、役場こども・保健課（きらら館）までご相談ください。

7 保育の必要量

保護者の就労時間や保育を必要とする事由（2 ページ）の種類により、預かり時間を最大 11 時間とする「保育標準時間」と、最大 8 時間とする「保育短時間」とに分けて保育の必要量を認定します。

保育標準時間	1 日あたり最大 11 時間までの利用（11 時間を超えての利用は延長保育）
保育短時間	1 日あたり最大 8 時間までの利用（8 時間を超えての利用は延長保育）

(例)

7:30	8:30	16:30	18:30
保育標準時間（11時間）			延長保育
延長保育	保育短時間（8時間）		延長保育

町内保育所の標準時間、短時間は次のとおりです。

	標準時間	短時間
くるみこども園	7:00~18:00	8:30~16:30
きらり	7:00~18:00	8:30~16:30
吉野ヶ里こども園	7:30~18:30	8:30~16:30
吉野ヶ里保育園	7:00~18:00	8:30~16:30
スクルドエンジェルス保育園 吉野ヶ里園	7:00~18:00	8:30~16:30

※ 保育必要量の切り替えは、月途中では行いません。保育を必要とする事由に変更が生じた場合（求職活動をしていたが、仕事が決まり、月 120 時間を超える就労をするようになった等）には、すぐにこども・保健課でお手続きをお願いします。毎月 25 日までに届け出をいただいた方のみ、翌月から保育必要量に変更となります。26 日～31 日の間に届出をいただいた方につきましては、翌々月から保育必要量に変更となりますのでご注意ください。

8 マイナンバーの記載

保育所等の入所申込みの際に提出いただく申込書に個人番号（マイナンバー）の記載が必要となりました。

(1) 必要な書類

手続きの際には、次に掲げる書類を提示してください。

■個人番号カードを持っている場合

- ・個人番号カード（顔写真付きのもの）

■個人番号カードを持っていない場合

- ・通知カード
- ・本人確認ができる書類として次に掲げる書類のいずれか

- ① 次に掲げる書類のうちいずれか 1 つ
運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
- ② ①に掲げる書類がない場合、次に掲げる書類のうちいずれか 2 つ
公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

重要

原則マイナンバーの提示が必要であるものの、利用手続き自体は「(2) 必要な書類」に記載の書類がない場合でも通常通り行うことができますので、書類がない場合や忘れてしまった場合でもそのまま手続きを進めることができます。

ただし、その場合であっても、認可保育所等の利用に際して今後マイナンバーの利用の必要性が生じたときは、お子様及びその保護者のマイナンバーを確認・取得し、利用することがありますので、あらかじめご承知おきください。

9 入園後のお願い

入園後、次の場合は必ず連絡をしてください。

変更内容によっては、届出（書類の提出）が必要となるものもあります。

- (1) 吉野ヶ里町外へ転出する場合（入所申込・支給認定すべて無効となります）
- (2) 「保育の必要性事由」が変わった場合（例：就労→妊娠・出産、求職活動→就労など）
- (3) 就労先や就労内容（時間など）が変わった場合
- (4) 保護者（父母）の離婚・再婚・死別があった場合
- (5) 保護者や児童の氏名が変わった場合
- (6) 出産した場合（出産を予定している場合）

10 給食費（食材料費）

保育所、認定こども園、幼稚園に通う1号認定・2号認定こどもの給食費（食材料費）は、施設（園）による実費徴収となります。金額や徴収方法は、施設により異なりますので、在園施設にご確認ください。

（1）副食費の免除

次の要件に該当する1号・2号認定子どもは副食費（おかずや牛乳、おやつ等）が免除となります。

- ・年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

<1号認定子ども>

階第層1	生活保護世帯	第1子	第2子	第3子	↑ 未 年 収 相 3 当 6 の 0 万 円 円 ↓
第2階層	非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	第1子	第2子	第3子	
	（ひとり親世帯等）	第1子	第2子	第3子	
第3階層	均等割課税額及び所得割課税額 77,100円以下	第1子	第2子	第3子	
	（ひとり親世帯等）	第1子	第2子	第3子	
階第層4	所得割課税額 211,200円以下	第1子	第2子	第3子	
階第層5	所得割課税額 211,201円以上	第1子	第2子	第3子	

<2号認定子ども>

階第層1	生活保護世帯	第1子	第2子	第3子以降	↑ 年 収 3 6 0 万 円 未 満 相 当 の 範 囲 ↓	↑ ひ と り 親 世 帯 等 の 年 収 3 6 0 万 円 未 満 相 当 の 範 囲 ↓
第2階層	非課税世帯	第1子	第2子	第3子以降		
	（ひとり親世帯等）	第1子	第2子	第3子以降		
第3階層	均等割課税世帯及び所得割課税額 48,600円未満	第1子	第2子	第3子以降		
	（ひとり親世帯等）	第1子	第2子	第3子以降		
第4階層	所得割課税額 57,700円未満	第1子	第2子	第3子以降		
	（ひとり親世帯等）	第1子	第2子	第3子以降		
第4階層	所得割課税額 77,101円未満	第1子	第2子	第3子以降	/	↓
	（ひとり親世帯等）	第1子	第2子	第3子以降		
階第層4	所得割課税額 97,000円未満	第1子	第2子	第3子以降		
階第層5	所得割課税額 169,000円未満	第1子	第2子	第3子以降		
階第層6	所得割課税額 301,000円未満	第1子	第2子	第3子以降		
階第層7	所得割課税額 397,000円未満	第1子	第2子	第3子以降		
階第層8	所得割課税額 397,000円以上	第1子	第2子	第3子以降		

- ※ 色の付いた部分が免除対象者となります。
- ※ 免除対象者には、入園前に通知でお知らせをします。
- ※ 第3子以降の子どもの算出基準については、これまでの保育料の多子免除と同じになります。

	1号認定子ども	2号認定子ども
年収360万円未満相当	年齢にかかわらず被監護者の数（別居・別生計を含む）	
年収360万円相当以上	小学校第3学年修了前（同一世帯内のみ）	小学校就学前（同一世帯のみ）

- ※ 3号認定の子どもは、副食費の徴収はありません（保育料に含まれているため）。

Q1. 申込みをすれば必ず入園できますか？また、先着順ですか？

A. 必ず入園できるとは限りません。入園希望者が定員を超過した場合は、保育の必要性の高い方からの入所となりますのでご了承ください。不承諾になった場合も想定しておいてください。なお、入所選者に書類提出の順番は関係ありません。

Q2. 「保育の必要性が高い方」とは、どのような基準で判断されますか？

A. 入所を希望した方は、保育の必要性を点数化して点数の高い方から希望する保育所への入所を調整しています。点数は保護者の「基礎点」に加えて調整事項となる「加点・減点」の項目があり、その合計点を選考の資料としています。詳しい点数については「保育施設入所調査基準表」をホームページ上で公開しています。

Q3. 希望する施設名は第4希望まですべて記入しなければいけませんか？

記入いただいている施設の上位希望施設より入所調整を行います。また、第4希望まで記入された場合は入所の選考の際に加算対象となります。

Q4. 利用決定（承諾）後、入園時期の変更や転園はできますか？

A. 保育園では、保育士数・施設条件等から1年を通じた子どもの受入を計画・調整・決定しているため、原則認められません。また、正当な理由のある場合でも、人員配置や転園希望園の状況により対応出来ないため、入所承諾取消し・再選考となる場合があります。

Q5. 兄弟児は優先して同じ園にしてもらえますか？

A. 出来るだけ兄弟は同じ保育園になるよう考慮していますが、空き状況により難しい場合があります。

Q6. 求職中でも申込みはできますか？

A. 申込みは可能です。就労している場合でも不承諾になる方がいる状況ですので十分ご承知の上お申し込み下さい。また、求職を理由に入所できた場合、90日を基本的な期間として入所決定をします。90日以内に、就労が決まらない場合（月労働時間48時間以上）退園となります。

Q7. 求職中で兄弟2人申込みをし、上の子のみ入園決定した場合、下の子が入園できるまで就労せず在園可能でしょうか？

A. 上の子が入園決定後、90日以内に就労していただく必要があります。

Q8. 出産で申込みと必ず入園できますか？ また、入園した後、就労した場合は引き続き在園可能ですか？

A. 出産での申込みは、保育を必要とする程度が高まるため優先的に調整しますが、必ず入園できる訳ではありません。入園は期間限定の取り扱いとなります。期間終了後は、退園していただきます。再入園には再選考が必要です。

Q9. 両親が別居していますが、申込みには両親2人分の書類が必要ですか？

また、保育料算定の際、2人分の税額が対象となりますか？

A. 2人分の書類が必要です。保育料算定も2人の税額が対象です。

Q10. 母子（父子）家庭の保育料は軽減となりますか？

A. 必ずしも軽減される訳ではありません。保育料が第2階層・第3階層及び年収360万円未満相当世帯のみ軽減を受けることができます。

Q11. 入園後に仕事を辞めた場合はどうなりますか？

A. 自己都合・会社都合を問わず、お子さまにとっては本来保育してくれる保護者がいる状況となるため、保育条件がなくなり退園となります。ただし、その後求職活動をする場合は、一定期間内に就労証明書を提出していただきます。

Q12. 保育園と幼稚園の違いは何ですか？

A. 保育園は子ども・子育て支援法に基づき「保育士等が保育に当たれない保護者に代わって育児を行う施設」であり、幼稚園は学校教育法に基づき「教師が教育を行う施設」です。そのため、幼稚園通園については、保護者や家庭状況を問われませんが、保育園は保護者が、家庭で保育できない期間のみ（その状況が証明される場合のみ）入園及び在園の資格が発生します。このため、保育園は小学校入学までお預かりすることを保証するものではありません。

Q13. 職場復帰が4月1日なのですが、ならし保育はどうなりますか？

A. ならし保育は入園日から約2週間ほど行われます。園での受け入れが可能であれば、3月1日から入園することもできますので、必要であれば、3月分の利用調整申込書を併せてご提出ください。

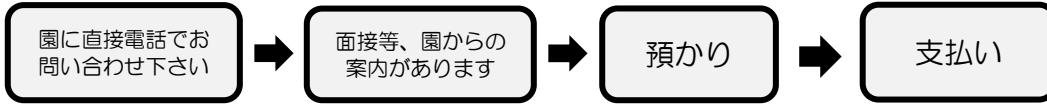


12 その他の保育サービス

【一時保育】

- 一時保育事業とは？
保護者の就労や病気、その他の理由により家庭保育が一時的に困難な場合、保育所でお預かりする事業です。
- こんなときに・・・
 - ・保護者の就労、職業訓練、就学などにより保育が必要な場合
 - ・保護者の傷病、入院、冠婚葬祭などにより保育が必要な場合
 - ・育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの私的理由により保育が必要な場合

●利用の流れ



※その日の利用状況によってお断りする場合があります。
※利用料金は園で定める金額を直接園へ支払います。

●実施施設

- ・吉野ヶ里保育園（公立）

【病児・病後児保育】

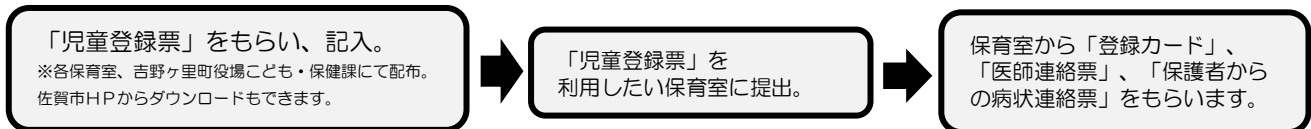
- 病児・病後児保育とは？
病児保育とは、病気にかかっている子どもを、仕事などで忙しい保護者に代わり看護師・保育士等がお預かりすることです。
病後児保育とは、病気の回復期にあって、集団保育が困難な子どもをお預かりすることです。

●病児・病後児保育実施施設

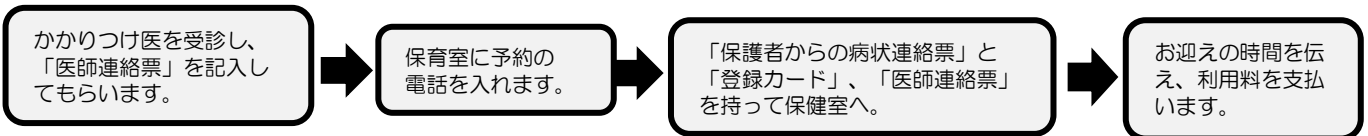
吉野ヶ里町は佐賀市の「ぞうさん保育室」と「かるがものへや」に業務委託をしています。
利用するには、事前に登録をしておく必要があります。

＜事前登録先＞
ぞうさん保育室
TEL:0952-31-0022
かるがものへや
TEL:0952-26-4114
＜お問い合わせ＞
佐賀市子育て総務課
TEL:0952-40-7293

事前登録の方法



利用の方法



●病後児保育実施施設

吉野ヶ里町内では、きらり（認定こども園）が病後児保育を実施しています。
利用方法・料金等につきましては、直接園へお問い合わせ下さい。

＜お問い合わせ・申込み＞
認定こども園きらり
TEL:0952-37-7577

【子育てタクシー】

- 子育てタクシーとは？
「子育てタクシー」とは、佐賀県が平成29年7月21日から実施している事業です。保育所や学校、塾などに子どもを送り迎えできない保護者に代わっての送迎や、荷物が多くなりがちな乳幼児を連れた外出時のサポート、急なお子様の発熱による夜間受付病院への送迎など、いざという時に安心してご利用できる子育て世代にやさしいタクシーです。詳しくは、県のHPをご覧ください。（子育てし大県“さが”）

全国子育てタクシー協会加盟事業者（吉野ヶ里町運行地域）・・・吉野ヶ里観光タクシー TEL:0952-51-1333

【よしのがりファミリー・サポート・センター】

●ファミリー・サポート・センターとは

よしのがりファミリー・サポート・センターは、子育てを援助してほしい人と子育てを援助したい人が、子育ての相互援助活動を行う会員組織です。子育てしやすい環境を整え、地域社会全体で子育てを援助していくことによって「安心して子育てができるまち吉野ヶ里町」を目指しています。

●援助の内容

- ・ 保育施設での保育時間の開始前、終了後の育児ができないとき
- ・ 就学、産前産後などで保育園への送迎ができないとき
- ・ 保護者が通院、疾病、冠婚葬祭などで育児ができないとき

●利用するには、よしのがりファミリー・サポート・センターへの入会、登録が必要です。

依頼会員…子育ての応援をして欲しい人

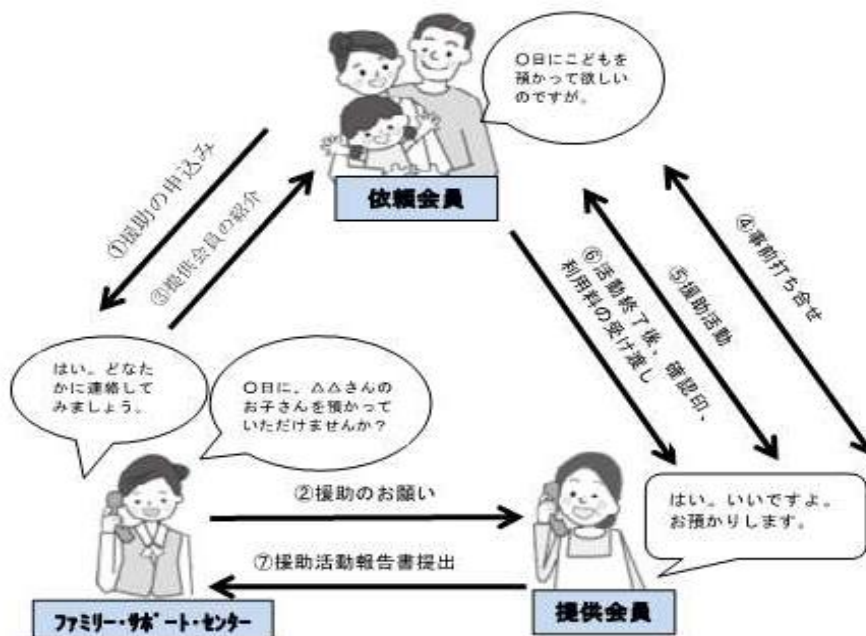
吉野ヶ里町に居住し、または町内に勤務する、生後6ヶ月から小学校6年生までの子どもがいる方

提供会員…子育ての応援をしたい人

吉野ヶ里町に居住し、子育ての援助活動に興味のある方（センターが実施する講習会を受講する必要があります）

●利用の流れ

【ファミリー・サポート・センターのしくみ】



●利用料金

利用日時	基準額（1時間あたり）
月～金（7時～19時）	600円
（上記の時間外）	700円
土・日・祝日等（7時～19時）	700円
（上記の時間外）	800円

- ※ 同一世帯に属する複数の子供（兄弟姉妹）に対し援助活動を受ける場合には、2人目以上は半額とする
- ※ ひとり親家庭等を対象に、利用料の半額を助成する
- ※ 1時間以内の場合、30分以内は1時間の基準額の半額とし、30分を超えた場合は1時間の基準額とする
- ※ 援助開始から最初の1時間は、それに満たない場合でも1時間とみなす
- ※ 送迎活動は、基準額（利用料合計）に1回100円を加算する

＜お問い合わせ・申込み＞
 「よしのがりファミリー・サポート・センター」
 （三田川児童館内）
 TEL：0952-53-1117
 開館時間：平日・土曜日 9:30～18:00

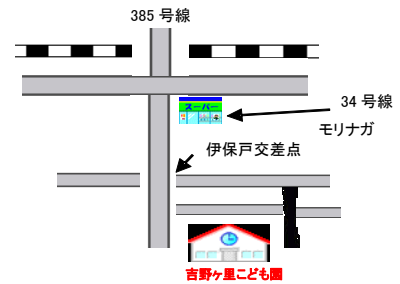
13 町内保育施設一覧

吉野ヶ里保育園（公立）		
所在地	吉野ヶ里町吉田 999 番地	
電話番号	(0952) 52-3024	
開設年月	昭和 48 年 6 月 1 日	
開設時間	平日	7:00~18:00(延長~19:00)
	土曜日	7:00~18:00(延長~19:00)
	休日	
対象児童	生後6か月児以上	
保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭的な温かい雰囲気の中で、一人ひとりの子どもの個性を大切にしながら思いやりのある優しい心とたくましい体づくりを目指します。 ・自分で考え行動できる子ども ・思いやりのあるやさしい子ども ・健康で元気に活動できる子ども 	
独自のサービス等	<ul style="list-style-type: none"> ・一時預かり保育 ・地産地消(吉野ヶ里町内の生産者より果物や野菜を取り寄せ、安心安全な給食を提供) ・経験豊富な職員による、子育て相談 	
主な行事	4・5・6月 ・入園式 ・いちご狩り ・親子レクリエーション	7・8・9月 ・七夕まつり ・プール開き ・夏祭り ・すいか割り ・縦割り保育(3・4・5 歳児)
	10・11・12月 ・親子運動会 ・芋ほり ・バス遠足 ・餅つき ・生活発表会	1・2・3月 ・豆まき ・卒園式 ・ひなまつり ・保育参観 ・お別れ遠足(年長児)
		
		
保育料以外 <ul style="list-style-type: none"> ・入園児に保育用品・制服・体操服購入 ・父母の会費(1,000 円/月) ・月刊絵本代(400 円程度/月) ・副食費(3・4・5 歳児別途徴収) ・ご飯持参(3・4・5 歳児) ・延長保育料(利用者のみ) ・3・4・5 歳児の希望対象者にスイミングスクールがあります。 		

くるみこども園（認定こども園/私立）		
所在地	吉野ヶ里町大曲3463番地2	
電話番号	0952-52-4083	
開設年月	昭和 47 年 1 月 1 日(令和 4 年 4 月、こども園へ移行)	
開設時間	平日	7:00~18:00(延長~19:00)
	土曜日	7:00~18:00
	休日	
対象児童	生後2か月児以上	
保育方針	「くるみの火の理念」に基づき運営 ①おもいやりの火 ③がんばりの火 ②やさしさの火 ④たくましさの火 	
独自のサービス等	<ul style="list-style-type: none"> ・モンテッソーリ教育 ・縦割りのクラス編成 ・地域活動事業 ・学研幼児教室(かがくタイム) ・英会話教室 ・体操教室 	
主な行事	4・5・6月 入園式、一日保育参加 おたのしみ子ども会 講演会、芋苗植え 鯉のぼり見学(年長)	7・8・9月 七夕祭り、プール開き 夏祭り 夕涼み会(年長)
	10・11・12月 運動会、芋掘り、七五三参拝、 お遊戯会、ハルーンフェスタ (年長)、 クリスマス会、もちつき	1・2・3月 豆まき、個人面談、作品展、 お茶会(年長)、カルタ大会、 卒園式
		
		
保育料以外 <ul style="list-style-type: none"> 入所時：園児服、体操服、教材、カバン等 入所後：月刊絵本代約 500 円程度/月 ：諸経費等必要 ：スイミング(4 歳以上希望者) 延長保育料： 150 円/回(開設時間後 30 分毎) 500 円/回(19 時以降 15 分毎) 1 号認定・短時間保育は別途 		
入園説明会について		令和 5 年 10 月 21 日(土) 9:30 受付 10:00 開始【予約制】 ※説明会の内容については、直接園へお問い合わせください。

吉野ヶ里こども園（認定こども園/私立）		
所在地	吉野ヶ里町田手 505 番地	
電話番号	0952-52-2080	
開設年月	平成 22 年 4 月	
開設時間	平日	7:30~18:30（延長~19:00）
	土曜日	8:00~18:00
	休日	
対象児童	生後6カ月児以上	
保育方針	教育方針 自らよく遊び、よく食べ、よく聴き、よく考え行動し、与えることを喜び、思いやりのある心、進んで行動する心、ともに生きる心を育てます。	
	目指すこども像 1、元気に挨拶のできる子ども 2、人の話をよく聴く子ども 3、おもいっきり遊ぶ（行動する）子ども 4、ルールを守って集団生活のできる子ども	
独自のサービス等	・子育て支援事業（ころころ広場） ころころキッズデー 月1~2回 ハンドメイド 年2回 大きいころころ 月1回 子育て講演会 年1回 赤ちゃんころころ 月1回 食育教室 月1回	
主な行事	4・5・6月 ・入園式・家庭訪問・親子親睦会・花祭り・尊狩り・プール開き・泥んこ遊び・田植え・保育参観	7・8・9月 ・個人面談 ・お泊り保育（年長児）
	10・11・12月 ・運動会・秋祭り・稲刈り ・芋ほり・味噌づくり ・成道会・生活発表会	1・2・3月 ・豆まき・造形展・涅槃会 ・収穫祭・観劇・保育参観 ・個人面談・お別れ遠足・卒園式
保育料以外	入園時：園児服・体操服（3.4.5歳児）用品、道具代 入園後：絵本代、保護者会費（3.4.5歳児）バス代（3.4.5歳児）教材、アルバム代（5歳児） 給食費（1・2号園児） 預かり保育（1号園児）*1時間100円 延長保育：100円（1日）	
入園説明会について	令和5年10月19日（木）、21日（土） 9:30受付 10:00開始 ※説明会の内容については、直接園へお問い合わせください。 ※説明会の予約は不要です。	

地図



きらり（認定こども園/私立）		
所在地	吉野ヶ里町立野 1077 番地	
電話番号	0952-37-7577	
開設年月	平成 29 年 4 月	
開設時間	平日	7:00~18:00（延長~19:00）
	土曜日	7:00~18:00
	休日	
対象児童	生後3か月児以上	
保育方針	子どもの未来について考え、行事を通して子ども達の自主性・意欲性・協調性・創造性を伸ばすと共に情緒豊かな素直で明るい健康な子どもに育つよう努力し、0歳から5歳までの日々の生活はもちろん小学校へのステップアップの力になれるよう努めます。また、モンテッソーリ教育を主体とし子どもの能力や人格を高めていきます。	
	独自のサービス等 ・モンテッソーリ教育 ・縦割りクラス編成 ・一時預かり保育 ・地域活動事業 ・英会話教室 ・体操教室	
主な行事	4・5・6月 入園式、芋苗植え、運動会	7・8・9月 七夕祭り、プール開き、夏祭り、サマーキャンプ（年長・小一）
	10・11・12月 芋掘り、七五三参拝、クリスマス会	1・2・3月 個人面談、豆まき、保育参観、お茶会（年長）、卒園式
保育料以外	入所時：園児服（3歳児から）、体操服（2歳児から）、教材カバン等 入所後：月刊絵本代（400円程度/月）諸経費等必要 スイミング：（5歳以上希望者）※詳しくはお問い合わせください 延長保育料：150円/回（開設時間後30分毎）1号認定・短時間保育は別途	
入園説明会について	令和5年10月28日（土）8:30~ / 9:00~ 【予約制】 ※説明会の詳細については、直接園へお問い合わせください。	

地図



スクルドエンジェル保育園 吉野ヶ里園 (小規模保育事業 A 型/私立)			地図	
所在地	吉野ヶ里町三津 752-1			
電話番号	0952-65-3477			
開設年月	令和 4 年 4 月			
開設時間	平日	7:00~18:00 (延長~19:00)		
	土曜日	7:00~18:00 (延長~19:00)		
	休日			
対象児童	生後2か月児以上			
保育方針	<p><保育方針></p> <ul style="list-style-type: none"> 一人一人の子どもの状況や発達過程を踏まえ、子どもが自ら伸びゆく力に愛情をもって支える 子ども、家庭、職員が共に育て合う保育園を目指す 家庭的な雰囲気の中で、保育士に対して安心感と信頼感を持てるような関わりを持つ 			
	<p><保育目標></p> <ul style="list-style-type: none"> のびのび遊び、生きる力を持った子・元気に挨拶ができる子 想像力豊かで物事をよく考える子 			
独自のサービス等	スクルドエンジェル保育園では、この非常に大切な時期に、お子さまの情操を十分に養い、国際的な感覚を乳幼児の時期から自然に身につける環境を提供するために「モンテッソーリ教育」を基本に「リトミック」「幼児英会話」等、多彩で質の高い幼児教育プログラムを導入しています			
主な行事	4・5・6月 ・入園式・春の遠足 ・子どもの日 ・英語で遊ぼう	7・8・9月 ・七夕、水遊び・なつまつり ・クッキング	保育料 以外	入園時：帽子代 入園後：絵本・教材費、日用品等の購入費 延長保育：100円/回(開設時間後30分毎) 500円/回(19時以降1時間毎)
	10・11・12月 ・ハロウィン・運動会 ・クリスマス会お遊戯会	1・2・3月 ・節分会(豆まき) ・ひなまつり・卒園式		
小規模保育について	<p>小規模保育事業 A 型(保育従事者の全員が保育士)は、0歳~2歳児を対象に、比較的小規模な環境(定員6~19名)で、保育を行う施設です。3歳児(年少)に上がる年度も引き続き保育の必要性を満たす場合は、優先的に転園できます。</p> <p>※園内の見学、入園前説明会など随時行っています。お問い合わせは園の代表電話までお願いいたします。</p>			